

## 「管理業者登録申請」にあたっての留意事項

申請書類等に係る個別留意事項	
1	登録申請書第6面（登録免許税納付書・領収証書、収入印紙）に関して、 <b>e-TAXで電子納付した証明書を添付することは認められません。</b>
2	登録申請書第三面（ <b>役員に関する事項</b> ）や別記様式第二号（ <b>役員並びに相談役及び顧問の略歴書</b> ）には、 <b>監査役も含まれます</b> のでご注意ください。
2	<b>「最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書」</b> の提出にあたっては、以下のURLをクリックし、 <b>留意事項を必ず確認してください。</b> <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/pdf/points_to_note_of_financial_statements.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/pdf/points_to_note_of_financial_statements.pdf</a>
3	<b>「法人税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面」</b> とは、 <b>「納税証明書その1」</b> になります。なお、証明書の対象事業年度は、 <b>上記2の決算書類と同じ期間となります</b> のでご注意ください。
4	賃貸住宅管理業者の役員が <b>日本在住の外国人の場合</b> には、 <b>「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」</b> ことを <b>本人が誓約する書面</b> （記載例は本ホームページ参照）と、 <b>住所地の区市町村が発行する住民票</b> （国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもので発行日から3か月以内のもの）を提出する必要があります。
5	賃貸住宅管理業者の役員が <b>外国在住の外国人の場合</b> には、 <b>パスポートの写し等と「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」</b> ことを <b>本人が誓約する書面</b> （記載例は本ホームページ参照）を提出する必要があります。
6	上記【4】及び【5】による方法のほか、日本の公証役場において、当該事項を記載した書類に公証人の宣誓認証を受けた書類や、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類（例えば、公証役場または在日大使館・領事館において認証を受けた宣誓供述書（Affidavit））でも可とします。